

## 特定家畜伝染病防疫指針等の一部改正について

国では、家畜伝染病のうち特に総合的に発生予防及びまん延防止のために措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しています。

この度、そのうちの4疾病の特定家畜伝染病防疫指針が一部改正され、留意事項についても一部改正されました。

### 【改正4疾病】

- ・口蹄疫
- ・豚熱
- ・アフリカ豚熱
- ・高(低)病原性鳥インフルエンザ


### 指針改正のポイント

- ①発生に備えた都道府県の取組として動員計画及び資材調達の準備
- ②家畜所有者に対する埋却地の確保等に係る指導の徹底や周辺住民の理解醸成に向けた取組を行うように指導すること。  
これらの取組が十分でない場合は、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等との調整し、可能な限り、防疫協定を進め、家畜所有者に対する必要な取り組みを求めること。
- ③都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対して、発生に備えた対応計画の作成を指導すること。

### ●特定家畜伝染病防疫指針(農水省 HP)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/) 



 万が一の発生に備えた取組について、ご協力をお願いします。

- ・埋却地やレンダリングの候補地の確保
- ・現場事務所や資材保管場所となり得る土地の確保

## 神奈川県県央家畜保健衛生所

県央家保ホームページ

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658  
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124  
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076  
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

